平成２３年（フ）第１５０３号
京都府宇治市五ケ庄一里塚25番地の72
債務者　加藤　　力
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２２号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町564番地38　第７パールハイツ安井203号、従前の住所地島根県益田市七尾町５番24号
債務者　山本　洋介
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２６号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－２棟1110
債務者　澤井扶美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３５号
京都府八幡市八幡山田５－３、住民票上の住所京都市上京区桝形通出町西入上る相生町125番地　ヴィラ・スイトピア101号
債務者　伊勢　昭仁（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８９号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目８番61号　グランディア・ルネッサンス301、前住所兵庫県尼崎市常光寺２丁目１番６号
債務者　多賀千賀子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２８号
兵庫県尼崎市稲葉元町３丁目17番２―501号、前住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目３番27号
債務者　橋田　義慎
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘５丁目７番６号
債務者　相田　忠相
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1247番地
債務者　三股　勝生
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５７７号
兵庫県加古郡播磨町西野添３丁目14番22号　パストラル102号
債務者　酒瀬川尚也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０２号
兵庫県加古川市志方町投松252番地の１
債務者　ドリームサービス関西こと　加門　効
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６０３号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗161番地88
債務者　大塩　恵子（旧姓八代）
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６１５号
兵庫県加古郡播磨町北本荘１丁目４番８号、従前の住所兵庫県姫路市白国４丁目９番16号　石田荘２階北側
債務者　本田　敦子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２４号
兵庫県相生市那波野921番地の83
債務者　高井美代子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２８号
兵庫県姫路市御立中７丁目２番40号　北門アーバンハウス102号
債務者　大峯こと　酒井　時子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６２９号
兵庫県加古川市野口町長砂410番地
債務者　糀谷　哲司
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５４号
兵庫県姫路市青山６丁目39番２―508号　プレステージ姫路青山Ⅱ
債務者　松元　幹也
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６５５号
兵庫県姫路市青山６丁目39番２―508号　プレステージ姫路青山Ⅱ
債務者　松元　章子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部